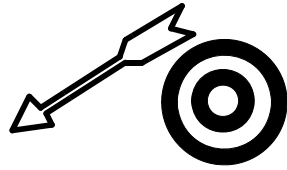




ま と は ず れ 的外



みのる法律事務所便り
第 2 4 4 号
平成 2 2 年 8 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒 021-0853
岩手県一関市字相去 57 番地 5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950
✉ minoru@minoru-law.com



田舎弁護士の大衆法律学 相続の巻 (下)

『伝家の宝刀』 4



今回は、「**寄与分**」制度の概要について説明しました。今回は、**寄与分制度の具体的内容**について述べてみたいと思います。

1. 寄与分とは、どういうものですか。

「**相続人の中で、被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした者があるときに、相続財産からその寄与分を控除したものを相続財産とみなして相続分を算定し、その算定された相続分に寄与分を加えた額をその人の相続分とする**」という制度です。

太郎が死に、妻・花子、長男・一郎、長女・さくら、二男・二郎が共同相続人の場合に、一郎が太郎の商売を手伝っていたケースにおいて、「一郎が太郎の遺産の維持又は増加に貢献した分を遺産の中から先取りさせて、残った分を遺産として共同相続人で分割する」という制度です。これによって、「**被相続人の財産の維持又は増加に特に役立った人は、遺産を他の相続人よりもたくさんもらえる**」ということになりました。

2. どうして寄与分制度が作られたのでしょうか。

戦前は、**家督相続**でした。馬鹿でもチョンでも、長男子が遺産の全部を独り占めました。戦後、「**平等**」を徹底するあまり、**均等相続**となりました。その結果、却って不公平と思われるケースが生まれました。

戦後も、農家では長男子が農業を継ぎ、娘や二男、三男は東京などに出てサラリー

マン家庭を築いたりすることが多くありました。土地の値段が上がり、一時は農地でも高い評価額となりました。**均等相続**ですから、「農地も均等に分ける」という娘や二男、三男が続出しました。農地を分けてしまっただけでは農家はできません。「何とかしなければならない」という状況になりました。

中小自営業者においても農家と同じような問題が発生しました。商店や工場や税理士事務所などを父と長男がやってきて、父が死んだ後、娘や二男、三男が「店や工場、事務所を均等に分けてくれ」というケースが出てきました。だが、店や工場や事務所を分割してしまっただけでは商売は続けられません。

このような農家相続、自営業相続においては、形式的に**均等相続**を貫くことは却ってバランスを崩すものであることがわかってきました。このような反省材料に基づき、新たな制度を作ろうということになりました。昭和55年(1980年)に法律ができ、昭和56年(1981年)1月1日以降の相続、つまり、昭和56年1月1日以降に死んだ人の遺産相続については、この**寄与分制度**が適用されるようになりました。

家督相続は、天皇を頂点とする絶対君主制の下、父を一家の支柱にするという考え方を徹底したため、一家の支柱になり得ないような馬鹿でも、長男子であれば遺産の全部を相続させるという誤りを犯し、戦後の平等主義は形式的にだけ平等を徹底させたために、農家相続や自営業相続の実態に合わない**均等相続**を押し進めるという誤りを犯すことになりました。どんな理念に基づくものであっても行き過ぎはよくなく、いい湯加減、いい塩加減でなければなりません。**寄与分制度**が完全な制度と言えるかどうかは定かではありませんが、**家督相続から180度転換した均等相続の行き過ぎを調整する制度**としての意味は大いにあります。

蛇足になりますが、**寄与分制度**が法によって作られる前にも、農家相続や自営業相続においては、**形式的平等**だけに走らず**実質的平等**という観点より、「**農家を継いでいる人や自営業を継いでいる人に対しては、寄与分を認めてやろう**」という裁判例は多くありました。その結果、**寄与分**という考え方は**判例法**という形で定着していました。

法律がなくても、判例によって不合理だと思われる法律を**実質的に変更**することがあるのであり、**不合理な法律に合理的な内容を盛り込んでいくのは、法律を作る国会議員の仕事ではなく、法を解釈する裁判官、弁護士の大事な仕事**だと思います。その



意味では、国会議員にならなくとも、法律家として法に深く関わる途はあります。

最近の国会を見ていると、各党の党首や首脳陣の多くが弁護士出身者で占められておりますが、弁護士では不足なのでしょうか。弁護士は、国会議員になるための近道として選んだのでしょうか。全く蛇足ですが、そんなことを思うことがあります。

3. 寄与分をもらえる人は、どのような人でしょうか。

寄与分をもらえる人は、「相続人のうちで被相続人の財産形成に特に貢献した人」です。通常一般に被相続人と相続人の身分関係上、期待されるような程度では「特に寄与した」とか「特に貢献した」とかいうことにはなりません。被相続人と相続人の身分関係、つまり夫と妻、親と子などという関係に基づいて通常期待されるような程度の貢献は、相続分自体において評価されています。ですから、通常期待されるような程度の貢献では、**寄与分とは認められません**。妻としてやらなければならない当たり前のこと、息子としてやらなければならない当たり前のことをやっても、特に貢献したとは言えず、寄与分とはなりません。寄与分をもらうためには、通常期待されるような程度の貢献を超えなければなりません。

「**どういう場合に、” 特別の寄与” とか” 特別の貢献” と言えるか**」については、後に「**どのようなことをすれば、寄与行為と言えるのでしょうか**」という項を設けて説明させていただきます。

寄与分をもらえる人に関して最も問題となるのは、「**相続人以外の者についての寄与分**」です。法ははっきりと「**相続人のうち**」と言っていますが、「**相続人の配偶者が寄与した場合**」とか、「**相続人の子供が寄与した場合**」はどう考えるべきか、という問題です。「**相続人である夫がサラリーマンとして外で働き、その妻が夫の父が経営している店を手伝った**」とか「**農家を手伝った**」という場合などです。

このような場合、手伝った妻は相続人ではないから、その**寄与分は全く無視してよい**のでしょうか。現実の社会には、相続人である息子よりその妻の方が家業を手伝うことが多くあります。これを無視してよいのでしょうか。

1つの考え方としては、「**相続人である夫に、妻の寄与分を夫の寄与分と同視して、夫の寄与分を認めてやる**」という考え方が成り立ちます。実務ではそのような考え方が主流ですので、妻が家業を手伝っているようなケースにおいては、この考え方を主張することになります。

あまり世間にはないことですが、妻に家業を手伝わせることが予定されている場合には、「**結婚する時に夫の両親と妻との間に養子縁組を結び、妻も相続人にしておく**」という手があります。昔から、田舎では**婿養子**というやり方がありました。この場合は、妻の家に入る男性と、妻の両親が養子縁組をするのが普通です。このやり方を嫁に入る女性に適用するという例です。こうすれば、嫁となった人にも相続権があり、相続人として寄与分を正面から主張できます。1つのアイデアだと思います。

4. どのようなことをすれば、寄与行為と言えるでしょうか。

「**どのようなことをしたら寄与行為と言えるか**」ということは、法は「**被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者**」としています。その具体例として法が挙げているのは、**①被相続人の事業に関する労務の提供、②財産の給付、③被相続人の療養看護、④その他の方法**の4つです。

これを、**①家業従事型、②金銭等出資型、③療養看護型、④扶養型、⑤財産管理型**となると整理して説明する人もいます。

これらをもう少し砕いて言うと、「**家業従事型**」というのは、家業である農業、商工業などに従事することによって寄与が認められるケースです。寄与分は、こういうケースにおいて認められやすいと思います。

「**金銭等出資型**」というのは、被相続人の事業に関し、財産上の給付をしたとか、被相続人に対し、財産上の利益を給付する場合です。不動産の購入資金の援助、医療費や施設入所費の負担などがこれに当たります。後日証明が必要となることもありますので、寄与分の主張を考えている人は、領収証を揃えておいた方がよいと思います。

「**療養看護型**」というのは、病気療養中の被相続人の療養看護に従事したという場合です。ただ単に、被相続人と同居し、家事を手伝っていたという程度では寄与分は認められないことが多いと思います。

「**扶養型**」というのは、被相続人の扶養を行い、そのため被相続人が生活費などの支出を免れたため、財産が維持されたという場合です。毎月の仕送りをしていたとか、同居して衣食住の面倒を見ていた等というのがこれに当たるものだと思います。

「**財産管理型**」というのは、被相続人の財産を管理することによって、財産の維持・形成に寄与した場合です。不動産の賃貸管理や立ち退き交渉などがこれに当たると思います。



イラスト 遠藤隆行先生

川 柳

生きる意味 学ぶ親子の 絆かな

平成22年8月25日
青空浮世乃捨



(房子先生に操られている父子)

平成22年(2010年)8月21日(土)午後1時20分～5時まで、東京都文京区民センターにおいて『遠藤親子に学ぶ絆』記念講演会が開催されました。

実行委員長・大園義友先生おおそのよしとも(社団法人倫理研究所・法人局法人スーパーバイザー)に続いて、遠藤先生親子の応援団長としてお話しする機会をいただきました。歯学博士・遠藤隆一先生、同夫人の遠藤房子上野倫理法人会会長、ご子息の歯学博士・遠藤隆行先生とは、家族ぐるみで親しくお付き合いをいただいている仲です。「親子共々、“人生の達人”」というのが、私の印象です。隆一先生、房子先生は、ご夫妻で人生を楽しんでいます。ご子息の隆行先生も人生を楽しんでいます。遠藤先生ご一家からは、「生きる意味」を教えられました。

私は、子供の頃から「どうせ死んでいく身なら、生まれてこなければよかった」と思い続けていました。子供が生まれても、「永遠の命を与えられるわけではない。申し訳ない」という気持ちで、心の底から祝福する気持ちにはなれませんでした。

平成17年(2005年)に「もう透析しかない」と宣告されてから、「余命は5年くらいだろう。その間、どう生きたらよいか」と真剣に考えるようになりました。「せっかくこの世に生み出してもらったのだから、残された人生を楽しみ尽くそう」という思いに至りました。「子供たちにも、子供たちの人生を楽しんでもらえばよいのだ」と思えるようになりました。そう思えてきたら、自分がこの世に生まれたことを「ありがたい」と思えるようになりました。子供たちに対しても、「生まれてきてよかったね」と思えるようになりました。

「心の持ち方で運は開けてくる」と言いますが、そのとおりでした。そんな時に知り合ったのが遠藤先生ご一家です。隆一先生は、歯科医院の院長をする傍ら、写真、

将棋、シャンソン、釣りなどに造詣が深く、「プロの写真家を超えている」と言われる写真集を何冊も発刊しています。「日本の美」を世界各国に紹介しています。将棋は六段で1000勝を達成しています。大山康晴十五世名人とも親交がありました。シャンソンは、定期的にシャンソンライブの舞台に立って歌っています。釣りはプロ級の腕前です。何をやってもその道を究めています。今は釣りに熱中しており、格別暑いこの夏も、休日には釣り糸を垂れ、真っ黒に日焼けしています。片手に竿を持ちながら、房子先生の握ったおにぎりを頬張る時が至福だそうです。米と米との間の空気の具合が絶妙だとのこと。この握り具合は、房子先生でなければ出せない味だそうです。

房子先生は、上野倫理法人会の会長として上野の会員のみならず、多くの倫理法人会会員のため、お世話を惜しみません。もちろん、夫の隆一先生、ご子息の隆行先生を支え、イラストのように適切に操縦なさっています。

隆行先生は、東京歯科大学、シカゴ大学において、研究の傍ら、イラストを描いたり、バンドでボーカル&ギターを務めたり、筋肉トレーニングに励み、先日はなんと41歳にして某プロレス団体にスカウトされ、プロレスラーとしてリングデビューを果たしました。

遠藤先生ご夫妻、ご子息は、まさに**人生の達人**です。人生とは、「この世に生まれて死ぬまでの一生」のことですが、昔から「人生わずか50年」とか「人生夢の如し」などと言われてきました。「この人生をどのように生きたらよいか」ということは、誰もが共通に持つ**根本問題**です。こんなことを突き詰めて考えなくても毎日過ぎていきますので、必ずしも考えなければならないことではありません。でも、**時には考えてみたい問題**です。「人生の究極の目標とは、なんだろうか」というわけです。いわば「生きる意味」です。

私は、「せっかく生まれてきたのだから、人生を楽しみ尽くす」ということを**究極の目標**としています。

遠藤先生ご夫妻、ご子息と知り合い、その生き様を知るにつけ、その感が深まり、今や確信となるに至っています。

皆さんは、人生の究極の目標をどこに置いておられるでしょうか？

金、財産、健康、資格、地位、名誉等々、目標とするものはいろいろありますが、これらは人生の究極の目標でしょうか。

金、財産は生活するための手段です。健康も、人生を楽しむための基盤ではありますが、人生の目標ではありません。資格、地位、名誉も、人生を楽しく送るための手

段とはなりますが、目標ではありません。

私は、かつてそうでしたが、**人生の目標と手段を混同**していました。学生時代は、「学校で良い成績を上げること」が人生の究極の目標のように勘違いしていました。

現代っ子は、偏差値とかいう数値にとらわれているようです。これは、子供に問題があるのではなく、教育の問題です。「偏差値によって乗るエスカレーターが決められてしまう」という教育には疑問を持ちます。偏差値で自分の将来が決められるのではなく、「**自分はどう生きたいか**」によって**自分の進む道を見つけなければならない**と思います。教育は、子供たちに自分の進む方向を教えるべきで、知識の切り売りでは駄目なのです。

弁護士となって、「金を稼ぐこと」、「デキる弁護士」と言われることが人生の目標のように勘違いしていました。白を黒くすることができたとしても、そのような弁護士が「デキる弁護士」と言われようとも、「そのようにはなりたくない」というのが現在の心境です。絶対に、「**辣腕**」とか「**剛腕**」とか言われる人間にはなりたくないと思います。金も仕事も地位も、人生を楽しむためには必要なものではありませんが、それ自身、人生の究極の目標ではないことに気がつきました。

そのきっかけは、「もう透析しかない」と言われたことにより、死を現実のものとして意識するようになったことでしたが、遠藤先生ご夫妻、ご息子とお付き合いをさせていただくという幸運に恵まれ、遠藤先生ご一家より「**生きる意味**」を教えてくださいました。それが大きな要因です。

『遠藤親子に学ぶ絆』記念講演会は、文京区倫理法人会・副会長、株式会社シーメット医総研・代表取締役中野隆男先生の名指南役のお陰で、実に楽しい会となりました。講演内容についてはここでは再現しませんが、隆一先生の「**自分の歯と義歯では、プロの棋士と素人の将棋差しほどの違いがある**」という話と、隆行先生の「**ダイエットにばかり気を取られてはならない。十分なたんぱく質とビタミンを摂って運動することがアンチエイジングだ**」と言われ、上半身裸になって出席者1人ひとりの席を回り、その肉体美を披露してくれたことは大変印象的でした。

講演内容はどちらも素晴らしいもので、この事務所便りをお読み下さっている皆様にはそのままお伝えしたいものでした。いつか、何らかの形でご紹介できればと考えています。是非とも実現したいものです。

8月21日、江東区倫理法人会会長・島田裕志先生が永眠しました。享年69歳でした。声が大きく、前向きで、誰をも明るい気持ちにしてくれる方でした。残念の極みです。

「話がしたい」と言われ、6月20日に入院先の病院を家内と2人で訪ねました。もうすでに、奥様にはドクターから「余命1か月もない」と言われていた時でした。「寝たままでいい」といくら話しても、律儀にもベッドの上に座って1時間余にわたって話をしてくれました。島田会長の「**人生の思い出**」ともいべき話でした。話の内容は、山一証券時代、寝食を忘れて仕事に打ち込んだ時の思い出でした。楽しそうに喜々として、頑張っていた当時のことを話してくれました。病気を忘れていたようでした。

「**人生を楽しむということは、楽しむことではない。苦しいことを乗り越えることなのかもしれない**」と、島田会長のお話に教えられました。死の直前に、苦勞してそれを乗り越えてきた時のことを生き生きと話してくれる島田会長の姿を見て、「**生きる意味**」を覚えてもらった気がしました。

社団法人倫理研究所法人局発行の「**今週の倫理**」676号に、ギリシア七賢人の筆頭に数えられ、哲学の祖とも言われる**タレス**（紀元前624年－紀元前546年頃）が約2500年も前に、弟子に「**人生で一番楽しいことは？**」と尋ねられて、「**目標を立てて挑戦すること**」と答えた、ということが紹介されています。そして、「**せつかく与えられた一生を、目標もなく無為に過ごしていたのでは、この世に生を享けた意味がなくなってしまう**」と解説しています。2500年経っても、「**生きる意味**」については格別に進歩しているとは思えません。自然科学がどんなに進歩しようと、「**生きる意味**」は変わることはないのではないのでしょうか。

島田会長のお話を伺い、「**目標に向かって直走^{ひた}っていた山一証券時代が、人生で一番楽しい時だったのではなかろうか**」と思いました。

私も時々、妙に苦学生時代のことを思い出します。「体力など条件が許すなら、もう一度司法試験に挑戦してみたい。そして、一番の成績で合格してみたい」と最近思うようになりました。順番など、どうでもいいのです。「**一生懸命生きるということが、楽しい人生なんだ**」という気がします。

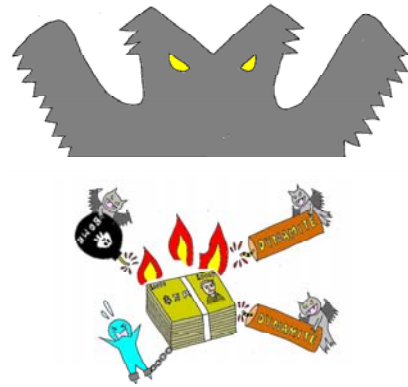
「**本業にしても、趣味にしても、一生懸命頑張るその道を究めるということが、充実した人生であり、楽しい人生だ**」と思うようになりました。そこにこそ、「**生きる意味**」がありそうです。

遠藤先生ご夫妻、ご息子からは普段からお教をいただいておりますが、『遠藤親子に学ぶ絆』記念講演会において、改めて「**生きる意味**」を教えてくださいました。島田会長からは、「**一生懸命頑張ることが人生を充実させるものだ**」という最後のお言葉を頂戴しました。このお言葉を「**島田会長の遺言**」と受け止め、後生大事にしていくつもりです。



新刊書のご案内

田舎弁護士の大衆法律学 相続の巻（上）
『^{ひだね}火種・^{あしかせ}足枷』



かねてから、この事務所便りにおいてデッサンをさせていただき、各地の倫理法人会のモーニングセミナーにおいて講話の機会をいただきながら推敲を重ねてきた、『田舎弁護士の大衆法律学』シリーズ・復活第1作がようやく日の目を見ることになりました。

タイトルは、『田舎弁護士の大衆法律学 相続の巻（上）^{ひだね}～火種・^{あしかせ}足枷～』です。今月上旬に脱稿し、常日頃からお世話を頂戴している出版業務のパートナーともいべき三陸印刷株式会社様において、現在組版作業を進めていただいている最中です。装丁修正、校正等が順調に進めば、9月末には発刊できるものと期待しています。

今回の本の骨子は、「遺産を残すと、遺産を残された者にとって火種・足枷となる。遺産を残す立場にある人はどうすべきか」というものです。

装丁とイラストは、前作『**患者の目、患者の耳、患者の口**』に引き続き、遠藤隆行先生（東京歯科大学講師）が担当して下さいました。表紙・裏表紙、章トビラに描かれた柔らかくて温かみのあるイラストのお陰で、シリアスなテーマの本ではありますが、ソフトな印象に仕上がっていると思います。今回も、独創的な「隆行先生ワールド」をお楽しみいただければ嬉しく思います。

今回は、「はじめに」、「おわりに」、本文サンプルとして「金よりありがたい写真集」の項を転載させていただきます。

「金よりありがたい写真集」の話は、本紙面でもご登場いただいている遠藤先生ご一家のエピソードからインスピレーションを受けて『火種・足枷』の執筆を開始したことを紹介したもので、いわば、この本の「核」ともいべき部分です。

この項をお読みいただくことで、『火種・足枷』の骨子は十分にご理解いただけるものと思います。

この事務所便りにおいてデッサンにお付き合い下さり、機会あるごとにご意見をお寄せ下さった皆様、そして、私の構想を具体化するきっかけを与えて下さった遠藤先生ご一家に、心より御礼申し上げます。



はじめに

野菜の切り方にはいろいろある。見た目だけではなく、食べやすさや火の通り方などを考えて切り方を選ぶ。

輪切り、いちょう切り、小口切り、乱切り、斜め切り、拍子木切り、短冊切り、さいの目切り、千切り等々がある。

そんな野菜の切り方の一つに「ぶつ切り」がある。形などにこだわらず、大きめに厚く切る切り方だ。これに対し、「みじん切り」がある。細かく切り刻む切り方だ。

本の書き方にも、野菜の切り方と同じようにいろいろな切り方がある。

この本は「ぶつ切り」と言える。形などにこだわらず、相続に関する法について大きめに厚く切る書き方である。

細かく切り刻む相続法のみじん切りは、後に『法律事務所の事務員が答えた本』（ピンクの本）で書いてもらうつもりだ。

この本では、「遺産を残すと、^{こつにくあいは}骨肉相食む『^{ひだね}火種』となることが多い。時には、相続人の『^{あしかせ}足枷』になる」という筆者が40年にわたる田舎弁護士生活の中で体験し、感じたことをざっくりと述べたい。

遺産相続には、遺産を残す立場とそれをもたらす立場とがある。この上巻では、主として「遺産を残す立場にある人はどうすべきか」という視点で述べる。遺産を残す人のスタンスの取り方である。「遺産をもたらす立場にある人はどう考えるべきか」については、下巻で『伝家の宝刀』と題して述べる。

平成 22 年 1 月 1 日

田舎弁護士 千 田 實



おわりに

法律は、われわれが生活していく上での「ルールブック」である。

野球でもサッカーでも相撲でも、選手はそのルールを知ってプレーしている。だが、生活のプレーヤーである一般市民は、そのルールである法律をよく知らないま

ま、プレーとも言うべき生活を送っている。

以前にも述べたことがあるが、計数に明るい会社経営者でも、名医と言われるドクターでも、生徒や父兄に慕われる教育者でも、不思議と法律には無頓着である。

病気に関しては医師任せ、法律に関しては裁判官、弁護士任せという方が圧倒的に多い。

30 年余にわたる生活習慣病患者である筆者は、自分の病態や治療方法について無知であったことを深刻に反省している。

現在、岩手県国民健康保険団体連合会が発行している『岩手の保健』に「健康エッセー」を連載させていただいている。平成 22 年 7 月、掲載済みの 5 話を 1 冊にまとめ、若干の加筆・修正を加えた『患者の目、患者の耳、患者の口』（発行所 エムジェエム）を発刊した。その中で、患者としての体験を基に「(患者は) 自ら知り、自ら選び、自らやる」ことの必要性を強く説いた。

法律も同じで、プレーヤーである一般市民が自ら知ることが何よりも大事だ。

法律の本は山ほど出版されているが、専門的すぎて素人である一般市民には読みにくい。一般市民のルールブックである法律が、一般市民に理解しにくいということは悩ましいことである。

そこで、誰にでもわかりやすい法律の本を書こうと思い、『大衆法律学』という分野を開拓しようと考えた。

これまで約 30 冊の法律に関する本を発刊した。だが、生活習慣病が進行し腎不全となり、一時頓挫していた。幸い、出浦照國先生という名医の指導による食事療法により、健康に対する自信が甦った。再び、『大衆法律学』に挑戦することにした。

『大衆法律学』復活第 1 作目がこの本である。これから日常生活を送る上で、そのプレーヤーである一般市民に知っていてほしい身近な法律に関する本を出し続けたい。

「はじめに」においても述べたが、私の書く法律の本は「ぶつ切り」である。詳しいこと、特に現行法ではどうなるのかという結論を知りたい人は、『ピンクの本』をお読みいただきたい。

平成 22 年 3 月 14 日 於 自宅台所 田舎弁護士 千 田 實

○金よりありがたい写真集

この本を書く直接のきっかけは、親しくお付き合いをさせてもらっているご夫妻とのドライブ中にあった。そのご夫妻のご長男が「父が写真集を出した。子供としては、金を残してもらうよりも写真集を残してもらった方が嬉しい」と言われたとの話を聴き、感動した。

40 年にわたる田舎弁護士生活の体験の中で、「遺産は、骨肉相食む火種になる」と考えるようになっていた。だから、この話には深く共鳴した。「そうだ、そうだ。そのとおりだ!」と思った。

縁は面白い。そのご長男が、この本の装丁とイラストを担当してくれている東京歯科大学、生理学講座、講師・遠藤隆行先生である。

写真集を発刊したお父さんは、元東京歯科大学講師、元日本歯科医師会副会長、現国際歯科学士会理事・遠藤隆一先生であり、お母さんは上野倫理法人会会長・遠藤房子先生である。

「遺産は残さない方がよい、という本を書いてみたい」と心の奥でくすぶっていた火種に、この写真集の話が油を注いだ。一気に一気に構想がまとまった。

偶々、被相続人・太郎さんの遺産争い事件を受任していた。その事件は、この本の説例とするのには格好の題材だった。

弁護士の守秘義務上、生の事件をそのまま紹介することはできない。固有名詞を変えたり、事件の内容を少し変えて採り上げる。

「金よりありがたい写真集」の話に、この本を書く直接のきっかけをもらった。この写真集の話がなければ、この本は日の目を見ることはなかった。

この本を書いている最中にも、相続争いの事件依頼が何件か舞い込み、今も多くの骨肉相食む争いの渦中に身を置いている。争いは深刻なケースが多い。「遺産は残さない方がよい」との思いは増幅している。

「金よりありがたい写真集」の話は、筆者の「『遺産は残さない方がよい』という本を書いてみたい」との臆気な夢を、現実のものにしてくれた。

遠藤先生ご夫妻、ご子息の写真集に纏わる話に導かれて、この本を書く。

